

半田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更する理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、半田市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは令和8年10月19日までに市に意見書を提出することができる。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公告する。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、令和8年10月19日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年9月17日

半田市長 久世孝宏

- 1 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間
自 令和8年9月17日
至 令和8年10月19日
- 2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所
半田市役所 市民経済部農政課
半田市東洋町二丁目1番地

農業振興地域整備計画を変更する理由

半 田 市

第1 農業振興地域整備計画変更の理由

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）に基づき、本市の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して農業以外の土地利用との調整を図りつつ農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策の推進に努めているところである。

今般、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について本市住民等からの申出があり、その内容を検討した結果、同法第13条の規定による農業振興地域整備計画の変更を行うこととした。

第2 変更の概要

1 農用地利用計画

（1）農用地区域の編入

な し

（2）農用地区域の除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由
1	椎ノ木町	農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。

（3）用途区分の変更

な し

2 農業生産基盤の整備開発計画

本計画は変更しない。

3 農用地等の保全計画

本計画は変更しない。

4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

本計画は変更しない。

5 農業近代化施設の整備計画

本計画は変更しない。

6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

本計画は変更しない。

7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本計画は変更しない。

8 生活環境施設の整備計画

本計画は変更しない。

変更後の農業振興地域整備計画書

1 農用地利用計画

単位：h a

総面積	農地	採草 放牧地	農業用 施設用地	混牧林地
727	667		60	

2 農用地区域内の土地の現況

単位：h a

総面積	農用地	田	畑	樹園地	採草 放牧地	混牧 林地	農業用 施設用地	混牧林地以外 の山林 原野	その他	
									道路 ・ 水路	その他
727	612	434	174	4			60	17	25	13